

## 財政運営WGの進捗状況について

### 1 協議事項

- (1) 国保事業費納付金の算定ルール
- (2) 標準保険税率の算定ルール
- (3) 赤字削減・解消対策（収納対策含む）
- (4) 県国保運営方針（総括及び財政運営WGに関すること）
- (5) 県運営協議会の付議・報告事項（軽微なものを除く）
- (6) 保険税水準の統一について（総括及び財政運営WGに関すること）
- (7) その他財政運営に関すること

### 2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、新座市、嵐山町、寄居町、白岡市、幸手市、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

### 3 開催状況

第1回 令和5年 5月24日（水）14:00～15:30

#### 議題

- 1 令和4年度までのワーキングにおける検討状況及び今後の課題について
  - ① 保険税水準の統一に向けた課題整理
  - ② 国保事業費納付金等の算定について
- 2 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の原案について

第2回 令和5年 9月19日（火）10:00～11:00 【WEB開催】

#### 議題

- 1 国保事業費納付金の将来推計について
- 2 令和6年度国保事業費納付金等の算定について

第3回 令和5年10月23日（月）14:00～16:00

#### 議題

- 1 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について
- 2 令和6年度国保事業費納付金等の算定について

第4回 令和5年11月21日（火）10:00～11:00

#### 議題

- 1 令和6年度国保事業費納付金等の算定について
- 2 国への要望について

第5回 令和6年 1月25日(木) 14:00～16:00

議題

- 1 令和6年度国保事業費納付金等の算定について
- 2 国への要望について
- 3 保険税水準の統一について
- 4 特別交付金(県繰入金分)の交付基準について

第6回 令和6年 3月21日(木) 10:00～11:00 【WEB開催】

議題

- 1 保険税水準の統一について
- 2 特別交付金(県繰入金分)の交付基準について

#### 4 検討状況

別紙のとおり

#### 5 今後の開催予定

令和5年度は第6回をもって終了とした。

令和6年度は5月頃に第1回ワーキンググループを開催予定。

## 財政運営WGにおける検討状況

## 1. 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール

項目	財政運営WGにおける方向性
被保険者数・世帯数の推計	・国保情報集約システムの情報を基に年齢別の移動率を算出し、基準被保険者数に乗ずることによって推計対象年度の被保険者数を算出するコーホート要因法を採用。
社会保険の適用拡大の影響の補正方法	・令和4年10月からの社会保険の適用拡大の影響については、社保適用拡大の影響を排除するため、令和4年10月から令和5年3月までの被保険者数を移動率の算出から除外する補正を行う。 ・令和6年10月の社会保険の適用拡大の影響については、補正は行わない。
被保険者一人当たり診療費の推計方法	・令和5年度納付金の算定と同様に、国が示す複数の方法により推計し、そのうち妥当と考えられる結果を採用する。 ・推計における直近月を秋の試算時の令和5年5月から令和5年7月に変更する。 ・令和6年度診療報酬改定率(0.9988)を反映する。
新型コロナウイルス感染症の影響の補正方法	・令和2年度と令和3年度(令和4年3月まで)の診療分を過去3年間(H29～R1)の同月実績値から伸び率等を算出し推計した数値に置き換え、令和4年度については補正を行わず実績値を使用する。
被保険者一人当たり所得の推計	昨年度までと同様に、過去の実績値(R2～R4)により推計される被保険者一人当たり所得を用いて、納付金及び標準保険税率を算定する。
前期高齢者交付金の返還財源の留保	・精算により前期高齢者交付金の追加交付がある(約6.8億円)が、納付金が増加するため留保せず、納付金の減算に活用する。
財政安定化基金(財政調整事業分)の取扱い	・n年度までに生じた決算剰余金のうち、n+1年度に活用する額等(国庫返還額や普通交付金返還額等)を加減算した額(=n年度納付金の過多)を積み立てる。 ・推計対象年度の1人当たり納付金額の対前年度からの伸び率が、過去3年間の当該額の伸び率の平均を上回る場合、当該額の伸び率の平均から算定した額と同額になるまで基金から取り崩し、納付金の減算に活用。 ・本算定により、一人当たり納付金額の対前年度伸び率(6.0%)が、過去3年間の伸び率の平均値(4.72%)を上回ったため、取崩しの基本ルールどおり、伸び率が4.72%となるまで令和6年度納付金の減算に活用する(約21億円)。
過年度納付金の過多の調整	・令和4年度納付金の過多分(約2億円)は、令和5年度末に財政安定化基金(財政調整事業分)に積み立てる(令和6年度納付金の減算に活用しない)。

## 2. 保険税水準の統一について

項目	財政運営WGにおける方向性
特別交付金(県2号繰入金分)	・医療費適正化、特定健診等に係る点数評価(インセンティブ)による交付は、市町村の独自財源となるため、保健事業の統一の議論を踏まえながら、配分基準、配分額を今後検討する。 ・徴収対策について収納率実績評価分の交付基準を令和7年度から廃止し、 <b>1号繰入金に振り替える。</b> ・ <b>地域差指数が低いことについての交付基準を見直し、当初交付額を増額する。(令和6年度から)</b> ・ <b>繰入金全体で残余额が出た場合、決算剰余金とした上で財政安定化基金(財政調整事業分)に積み立てることとする。(令和6年度から)</b>
保険税水準統一に向けた個別支援	全市町村が共通認識の下、計画的な税率改定及び法定外繰入金の策定等に取り組んでいくため、以下のとおり県において個別支援を行う。 ・各市町村において、税率改定計画表を策定する。 ・県は各市町村の計画を確認した上で、必要に応じて各市町村にヒアリング等を行う。
令和9年度標準保険税率の算定期	・準統一に向け、各市町村の税率改定に係る運営協議会への諮問や条例改正の準備期間等について早期の対応を行うため、算定スケジュールの見直しを行う。 ・具体的には、令和9年度標準保険税率については、令和8年11月の仮算定において各市町村に提示した税率を使用することとする。 ・令和9年1月に実施する本算定において仮算定における標準保険税率を上回った場合には、県の財政安定化基金(財政調整事業分)を活用し、仮算定における税率まで引き下げる。 ※本算定において仮算定における標準保険税率を下回った場合でも、仮算定からの税率引下げは行わず、剰余分は基金積立にて活用する。
その他の事項	○県民への周知 ・保険税水準の統一について県民に周知を図るため、県ホームページに保険税水準の統一のページを個別に作成する。